

〈積立定期預金(単利確定日型)〉商品概要説明書(1/2)

平成22年11月1日 現在

1. 商品名	積立定期預金(単利確定日型)								
2. 販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)								
3. 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 満期日指定方式 13か月以上361か月以内(積立期間は1年以上30年以下)								
4. 預入									
預入方法	契約期間内で分割預入								
預入金額	1回あたり1,000円以上								
預入単位	1円単位								
5. 払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。								
6. 利息									
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 各分割預入明細について、分割預入毎にその預入日から満期日までの期間に応じたスーパー定期預金の店頭表示の利率を適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。								
利払方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入期間2年未満のものは満期日以降に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までに到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。								
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。								
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 法人は総合課税となります。 								
8. 手数料	—————								
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠まで非課税でご利用いただけます。								
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、各分割預入明細について、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。これにより、中途解約利息額が既にお支払いした中間利息額の合計より少ない場合は、差額を定期預金の元金より清算するため、お返しする定期預金の元金は預入時の元本額を下回ることであります。								
	〈期限前解約利率〉								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">解約日までの預入期間</th> <th style="width: 50%;">適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日現在の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td>約定利率 × 70%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの預入期間	適用利率	6か月未満	中途解約日現在の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率 × 50%	1年以上3年未満	約定利率 × 70%
解約日までの預入期間	適用利率								
6か月未満	中途解約日現在の普通預金利率								
6か月以上1年未満	約定利率 × 50%								
1年以上3年未満	約定利率 × 70%								
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ディスプレイまたは窓口へご照会ください。								
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。								

〈積立定期預金(単利確定日型)〉商品概要説明書(2/2)

平成22年11月1日 現在

13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 総合口座の担保にはできません。・ 満期日以降の利息(自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます。)は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・ 証書式の取扱いはできません(通帳式のみ)。・ この預金は、「積立定期預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。・ 預金保険制度の付保対象預金です。 平成14年3月末までは全額保護(利息を含む)されますが、その後は預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
--------------------	---